

令和8年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託

2 目的及び背景

龍ヶ崎市（以下「本市」という。）では、市内で生産された農産物の地産地消の推進及び販路拡大を図り、効率的かつ安定的な農業経営基盤の強化に資するため、農産物の高付加価値化の推進を図ることを目的に、「ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認定制度（平成26年3月31日制定）」を創設し、ブランド農産物の認定やPR活動、農産物活用の推進に取り組み、もって本市農産物の認知向上・イメージアップ及び農業の活性化を図っている。

現在、本認定制度に基づき「レディーファーストトマト」と「特別栽培米コシヒカリ」を「ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物（以下「市ブランド農産物」という。）」に認定しており、「レディーファーストトマト」（以下「龍ヶ崎トマト」という。）については、茨城県青果物銘柄産地に指定され、市を代表する農産物として市場からも評価を得ているところである。

令和8年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務（以下「本業務」という。）は、「龍ヶ崎トマト」を中心とする「市ブランド農産物」を核とした地域ブランド形成のプロジェクトとして、「市ブランド農産物」を市民が知り（認知度向上）、食べ（消費促進）、誇るブランドへと成長（価値の創出）させるための取組みを促進することで、シビックプライドの醸成や農業振興、地域活性化を図ることを目的としたものである。

3 担当部局

龍ヶ崎市市民経済部農業政策課

4 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで（ただし、検査期間10日間を含む。）

5 業務内容

本業務の内容及び範囲は、次の（１）から（３）に定めるものとする。

受託者は本業務を実施するにあたり、業務の目的及び背景を十分に考慮し、業務スケジュール及び下記の業務内容に係る提案をすること。提案に当たっては、本市の現状や課題などのデータを把握、分析し、目的に照らし有効な業務内容とすること。

受託後は受託者と本市で協議した上で、作業を進めるものとする。

（１）本市内の飲食店と連携したメニュー提供イベントの提案・実施

①業務内容

本市内の複数飲食店と連携し、「龍ヶ崎トマト」を主役としたメニューを考案、店舗にて提供するイベントを企画・提案すること。加えて、本イベントの参加者の増加や店舗周遊機会の増加に向けた取組を併せて企画・提案すること。また、本イベントの効果的な周知方法や周知に用いる資材の制作について、企画、提案すること。受託時はこれらの業務を実施すること。

②イベント実施に当たっての条件

ア 「龍ヶ崎トマト」の出荷時期は例年2月下旬以降となっている。本時期を考慮の上、業務計画を立案すること。なお、イベント期間は概ね2週間程度とし実施期間は提案によるものとする。また、本期間（店舗定休日を除く）はメニューを継続して提供することとする。

イ 本業務における協力店舗は5～10店舗とする。なお、これによらない場合は本市と協議を行うこととする。

ウ 「龍ヶ崎トマト」の形を生かすような利用方法を工夫すること。

エ 「じぶん龍の、」をキャッチコピーとし、現在、本市の地域ブランディングに取り組んでいる。店舗ごとの特色あるメニュー「じぶん龍メニュー」を考案すること。

オ 本業務に当たっては、市や商工会などの関係機関・部局と必要に応じ協議、調整を行いながら実施することとする。

カ 受託時は、店舗への協力依頼、店舗の選定などの実施に至るまでの調整及びイベント運営の一切を受託者が主体となり行うこと。ただし、必要に応じ協議の上で市担当部局による支援を行う。

キ イベント実施に要する一切の費用（飲食店にて支出する費用は除く）は受託者の負担とする。

③イベント周知に当たっての条件

ア 市内を中心とし、隣接市町村の住民にも参加を促すような手法や媒体を具体的に提案すること。

イ イベント周知に用いる資材については、その種類、規格、数量等を明記すること。

ウ イベント参加店舗であることが一目で分かるような手法を実施すること。

エ 龍ヶ崎市マスコットキャラクター「まいりゅう」を使用する場合は、「龍ヶ崎市マスコットキャラクター使用に関する要綱」に基づく手続きを行うこと。

オ 業務に当たっては以下の情報発信ツール等を利用することができる。ただし、これらの情報発信ツール等以外の使用を妨げるものではない。なお、利用に当たっては、市との協議を行うこととする。

カ ホームページによる情報発信を行う場合は、後述の「ふるさと龍ヶ崎ブラ

ンド農産物PRサイト」の内容を踏まえ、本ホームページの更新による方法の有効性を判断し、実施すること。その際、本ホームページ引継や更新に伴う費用負担は受託者の負担とする。

キ 情報発信の提案に当たっては、対象者や期待される効果（インプレッション数など）を明記すること。

ク イベント周知に要する一切の費用（飲食店にて支出する費用は除く）は受託者の負担とする。

【参考：担当部局の所管する既存の主な情報発信ツール等】

ア ホームページ

- ・ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物PRサイト
(<https://furusato-ryugasaki.com>)

イ SNS

- ・たつこの産直市場（龍ヶ崎市農産物等直売所） Instagram

ウ その他

- ・龍ヶ崎市食と農のアンバサダー
(<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/jigyosha/nourinsuisangyou/shirase/nousei-syokutonou.html>)
- ・レシピ集（冊子及び市公式ホームページにて公開中）
- ・「龍ヶ崎トマト」関連動画 3本
(ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物PRサイトにて公開中)

(2) 市民の「龍ヶ崎トマト」の認知度向上に向けた情報発信の提案・実施

①業務内容

市民に「龍ヶ崎トマト」を広く認知してもらい、消費促進につなげることを目的とし、効果的な情報発信手法を提案し、受託後は実施すること。

なお、本業務では「龍ヶ崎トマト」を主たるPR対象とするが、本市ブランド農産物全体の認知度向上を図る観点から、「特別栽培米コシヒカリ」等の「市ブランド農産物」を活用した提案を妨げないものとする。

②業務に当たっての条件

ア 具体的な情報発信手法に関する内容を明記すること。

イ ホームページによる情報発信を行う場合は、前述の「ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物PRサイト」の内容を踏まえ、本ホームページの更新による方法の有効性を判断し、実施すること。

ウ 必要に応じ、前述の「既存の情報発信ツール等」を活用することができる。ただし、これらの情報発信ツール等以外の使用を妨げるものではない。なお、利用に当たっては、市との協議を行うこととする。

エ 情報発信の取り組みに要する一切の費用（飲食店にて支出する費用は除

く)は受託者の負担とする。

(3) その他の提案

本項(1)及び(2)に記載の業務内容は、公募時点で本市が最低限実施すべきものとする業務である。提案者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で各業務に関連する効果的な提案がある場合は、追加の提案も可能とする。

6 打合せ協議

- (1) 打合せ協議は、必要に応じて実施するものとする。なお、議事録は受託者が作成する。
- (2) 打合せの形式は、対面によるほか、オンラインによる方法なども可能とする。なお、オンラインによる場合は、受託者にて会議を開催するものとする。

7 成果品

- (1) 本業務の成果品を下記のとおり提出することとする。

項目	形式	数量	備考
業務委託報告書(打合せ記録簿含む)	紙媒体	2部	データー式含む
業務内容(1)に係る制作物		1式	
業務内容(2)に係る制作物		1式	
協力店舗の考案したメニューレシピ		1式	
その他業務による成果物		1式	

8 著作権の扱いについて

- (1) 本業務での成果品等の著作権は本市に帰属するものとする。その際、その帰属させる権利に著作権法27条及び同法28条に定める権利を含むか否かを明記すること。
- (2) 本市に著作権を帰属させることができないものがある場合は、利用方法について定めることとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項は、本市との協議により決定する。